

# J A F 中国地域クラブ協議会共済規定

J A F 中国地域クラブ協議会（以下 J M R C 中国という）は、J A F 中国地域クラブ協議会共済（以下 J M R C 中国共済という）を設け、本規定をもって運営する。

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 （目的）

J M R C 中国共済は、共済加入者の J A F 公認競技会（スピード行事において J A F 公認コースを使用した J M R C 中国加盟クラブ届出のクローズド競技会、及び別に定める J A F 中国地域クラブ協議会共済細則（以下細則という）に定められた J M R C 中国共済承認競技会を含む）における、人身事故に関わる救済及び社会的権利と地位に関わる救済を目的とする。

### 第 2 条 （対象者）

J M R C 中国共済対象者は、正規の申請手続きをし、本規定第 7 条の拠出金を添えて申し込みをした以下の者をいう。

1. 加入年度に有効な、J A F 発給の競技運転者許可証、公認審判員許可証のいずれかの交付を受け、J M R C に加盟した J A F 登録クラブ及び団体の会員、J M R C 中国個人会員及び J M R C 中国承認クラブの会員。
2. **上記 1 に該当しない J A F 競技運転者許可証の所持者、並びに**スピード行事において J A F 公認コースを使用した J M R C 中国加盟クラブ主催のクローズド競技会、及び細則に定められた J M R C 中国共済承認競技会に参加する競技運転者およびオフィシャル(J M R C クラブ所属)で、J A F 発給の競技運転者許可証、公認審判員許可証を所持しない者。
3. 別途制定された、ラリー共済の援助。

### 第 3 条 （運 営）

本共済の運営は J M R C 中国運営委員会が行い、運営に関する経費は財源より負担する。  
**また、第 1 条を履行するため、他の共済または保険等に加入する事が出来る。**

### 第 4 条 （運用と適用）

本規定の運用と本規定の適用については、下記の会議をもって、J M R C 中国運営委員会が行う。

1. 会議は定例会議を原則として年 3 回開催し、必要に応じて臨時会議を開催することができる。
2. 議決は運営委員の 3 分の 2 以上（委任状出席も含む）が出席し、出席者の 3 分の 2 以上の同意をもって決定する。

### 第 5 条 （期間）

1. 本共済の有効期間は加入年度の 1 月 1 日もしくは加入時より、その年度の 1 2 月末日迄とする。
2. 第 2 条の 2 に該当するものは、J M R C 中国共済加入当日（参加競技会当日）限りとする。
3. 第 2 条の 2 に該当する参加者（ドライバー）で、各クラブに所属し事前にクラブを通して申し込みをした場合は、有効期間を加入年度の 1 月 1 日もしくは加入時より、その年度の 1 2 月末日迄とする。
4. **第 3 条により、他の共済または保険等に加入した場合は、その期間に従う。**

## 第2章 財 務

### 第6条 (財 源)

本共済の財源は、第2条における対象者による共済拠出金（以下拠出金）補助金、寄付金、及びその他の収入による。

### 第7条 (拠出金)

拠出金の額、及びこれに関するその他の項目は、細則によって定める。

### 第8条 (拠出金の徴収)

拠出金の徴収は次によって行う。

1. 対象者からの徴収は、JMRC中国が行う。  
ただし、やむを得ない場合はJMRC中国の了承のもとに、これを然るべき機関に委託することができる。
2. 前項の委託方法は、第3条によって定めるものとし、その場合は委託機関に手数料を支払うものとする。

## 第3章 見 舞 金

### 第9条 (給 付)

JAF公認競技会において共済加入者に下記事項が発生した場合、別に定める細則及び、**JMRC共同共済細則**により見舞金を支払う。

**なお、他の保険等に加入した場合は、その保険等の補償に従う。**

- |              |                  |
|--------------|------------------|
| 1. 死亡        | 2. 負傷            |
| 3. 対人賠償の義務負担 | 4. 社会的地位を脅かされた場合 |

### 第10条 (給付の対象)

見舞金の給付を受けるものは次の通りとする。

1. 死亡の場合：予め本人が定めた受取人、又は法廷相続人。
2. 死亡以外の場合：本人。

注) 本人が死亡時の受取人を指定する場合は、拠出金納入時にそれを行わなければならない。

### 第11条 (給付請求の方法)

見舞金の給付を受けようとする者は、事故発生後**直ちに**事故の内容を、JMRC中国**共済担当**へ報告しなければならない。

給付請求に関する事項は、細則に定める。

## 第4章 改 定

### 第12条 (本規定の改定)

本規定の改定は、JMRC中国運営委員会において、3分以下の2以上（委任状出席も含む）が出席し、出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。

## 第5章 解 散

### 第13条 (解散および残余財産の処分)

本会はJMR C中国運営委員会の決議により解散することが出来る。解散のときに存する残余財産の処分は運営委員会の決議を得て決定し、JMR C中国総会(クラブ団体・代表者会議)にて承認を受け行う。

1987年11月 1日	制 定
1987年11月 1日	適 用
1988年 1月 1日	施 行
1994年 1月30日	改訂施行
1995年10月10日	改訂施行
1997年 1月19日	改訂施行
1997年 9月15日	改訂施行
1998年 2月24日	改訂施行
2000年 1月 1日	改訂施行
2001年 6月13日	改訂施行
2003年 1月26日	改訂施行
2005年 1月22日	改訂施行
2009年 6月17日	改訂施行
2011年 2月 5日	改訂施行
2012年 1月21日	改訂施行
<b>2015年 2月 1日</b>	<b>改定施行</b>

# J A F 中国地域クラブ協議会共済細則

J A F 中国地域クラブ協議会共済規定（以下規定という）に基づき以下の細則を定める。

## 細則－1 （抛出金の金額）

規定の第7条に定める抛出金は、対象者1名について、年間1000円とし掛け捨てとする。但し、規定の第2条の2に該当するものは、対象競技会当日限りの1000円掛け捨てとする。（規定の第5条の3に該当するものは除く）

**また、他の保険等に参加する場合は、申込時の案内に従うものとする。**

## 細則－2 （J M R C 共同共済会）

**規定の第3条により、J A F 登録クラブ地域協議会の相互扶助を目的に、J M R C 共同共済会に参加することができる。**

## 細則－3 （スポーツ安全保険）

**規定の第3条により、公益財団法人スポーツ安全協会に参加することができる。**

## 細則－4 （共済事務局）

本規定の事務を処理するために共済事務局（運営委員により互選により選出）を置く。共済事務局費用等運営に関わる諸費用は、規定の第3条による。

## 細則－5 （給付）

規定の第10条に定める見舞金の給付は次の通りとする。

1. 同一年度内の見舞金給付最高限度額は1名400万円とする。  
ただし、J M R C 共同共済会の適用時にはJ M R C 共同共済会規定金額とする。  
同一年度内とは、規定の第5条とする。
2. 見舞金の金額は、規定の第4条に定める会議で、規定の第9条、細則－6及び細則－7に基づき決定する。
3. **スポーツ安全保険の場合は、その約款に従う。**

## 細則－6 （給付対象範囲）

1. 観客、オフィシャル、ドライバー、サービスの共済加入者に対して、当日会場内に入った時から会場外に出るまでの競技会に関連した事故を給付対象とする。
2. 上記1に加えて当該競技会の開催準備のオフィシャル業務中は開催日以外であっても給付対象とする。また、会場外のオフィシャル業務（一般道での観客誘導等）も同様とする。
3. 公開練習及びラリーのレッキ
4. **他の保険等に参加した場合は、その保険等の補償ならびに請求方法に従う。**

## 細則－7 （J M R C 中国共済見舞金区分）

1. 細則－別表（以下別表という）1及び、別表2に定められ、その都度審議され決議される。
2. 別表1及び別表2に定められている項目に複数該当する場合には、最上位を適用する。
3. 規定の第9条3及び4に該当する場合は、規定の第4条により議決される。

## 細則－8 （J M R C 共同共済会請求）

規定の第9条が、別表1及びJ M R C 共同共済会規定に該当する場合は、J M R C 共同共済会に対して請求を行う。

## 細則－9 （給付金支払い及び給付金仮払い）

1. 規定の第10条に該当するものより請求があり、別表1及び2の区分に明らかに該当する場合は、見舞金給付決定後、規定の第10条の対象者に速やかに支払われる。
2. 細則－9の1. 以外の見舞金給付区分の認定は、当該事故後180日をもって本会で決議され、認定された見舞金給付区分に該当する見舞金が支払われるものとする。
3. 対象者の見舞金給付区分の認定が、当該事故後180日をもって決議できない場合は、最終決議を当該事故後360日とする。
4. すでに支払われた見舞金の仮払金があり、見舞金の給付決定額に差額が生じた場合は、その差額を対象者に支払うものとする。

#### 細則－ 1 0 (給付請求方法)

見舞金の給付請求は、別に定める書式によって当該主催クラブを通じて、J M R C 中国事務局に提出して行う。書式には次のものを入れなければならない。

1. J M R C 中国共済給付申請書
2. 添付書類：許可証、診断書またはその写し、申請書に必要な添付書類
3. その他：審査の段階で必要とされたもの

#### 細則－ 1 1 (改 定)

規定の改定は、J M R C 中国運営委員会において、3分の2以上（委任状出席も含む）が出席し、出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。

#### 細則－ 1 2 (加入手続き)

J M R C 中国共済に加入する者は、加入年度に有効な、J A F 発給の競技運転者許可証、公認審判員許可証を所持し、J M R C 中国共済の必要とする申請事項及び、本規定第7条の拠出金をJ M R C 中国へ納付することでJ M R C 中国共済へ加入した者とする。

但し、以下の事例はこれに優先する。

1. J M R C 中国に加盟したJ A F 登録クラブ及び団体の会員は、各クラブ、団体事務局で共済加入手続きをした際に発行された共済領収証をもってJ M R C 中国共済加入者とみなす。
2. 競技会当日にJ M R C 中国共済へ加入する者は、当日参加受付で共済加入手続きをした際に発行された共済領収証をもって、J M R C 中国共済加入者とみなす。
3. **スポーツ安全保険に加入する場合は、所定のJ M R C 中国共済会の口座に入金後に、スポーツ安全協会への加入申し込みを行った次の日を加入日とする。**
4. 加入証明書の再発行を行う場合は、200円＋送料を徴収する。

#### 細則－ 1 3 (J M R C 中国共済承認競技会)

J M R C 中国共済承認競技会とは以下の項目全てを満たし、J M R C 中国運営委員会が承認した競技会のことをいう。(J M R C 中国共済のみを適用しJ M R C 共同共済会は適用外とする)

1. 各支部長又はJ M R C 中国専門部会部会長がJ M R C 中国加盟クラブの申請を受けて承認した競技会。
2. 原則として、J M R C 中国ホームページのJ M R C 中国モータースポーツカレンダーに登録された競技会。
3. J A F 公認コース以外で開催される、J M R C 中国加盟クラブ届出のクローズド競技会で規則書を発行する競技会。
4. 競技会を開催するにあたり、J M R C 共同共済会の対象外であることを、オーガナイザーが承知しており、参加者に対しても告知している競技会。

1987年	11月	1日	適 用
1988年	1月	1日	施 行
1994年	1月	30日	改訂施行
1995年	10月	10日	改訂施行
1997年	1月	19日	改訂施行
1997年	9月	15日	改訂施行
1998年	2月	24日	改訂施行
2000年	1月	1日	改訂施行
2003年	1月	26日	改訂施行
2005年	1月	22日	改訂施行
2009年	6月	17日	改訂施行
2011年	2月	5日	改訂施行
2015年	2月	1日	改定施行

別表 1. 見舞金給付区分表（JMRC 共同共済会適用）

区分	後 遺 障 害	JMRC 中国 見舞金
1	1) 死亡 2) 該当する事故を原因として 90 日以内に死亡したもの	400 万円
2	1) 両眼が失明したもの 2) 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6) 両上肢の用を全廃したもの 7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8) 両下肢の用を全廃したもの 9) その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることが出来ないもの	400 万円
3	1) 1 眼が失明したもの 2) 両眼の視力が 0.02 以下になったもの 3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5) 両上肢を腕関節以上で失ったもの 6) 両下肢を足関節以上で失ったもの 7) 両耳の聴力を全く失ったもの	320 万円
4	1) 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4) 両手の手指の全部を失ったもの	280 万円
5	1) 両眼の視力が 0.06 以下になったもの 2) 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3) 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの 4) 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの 5) 両手の手指の全部の用を廃したもの 6) 両足をスリフラン関節以上で失ったもの	240 万円
6	1) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3) 1 上肢を腕関節以上で失ったもの 4) 1 下肢を足関節以上で失ったもの 5) 1 上肢の用を全廃したもの 6) 1 下肢の用を全廃したもの 7) 両足の足指の全部を失ったもの	200 万円

別表 2. 見舞金給付区分表

区分	後 遺 障 害	見 舞 金
1	1) 両眼の視力が0.1以下になったもの 2) 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5) 脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの 6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 8) 1手の5の手指又はおや指及びひとさし指を含み4の手指を失ったもの	170万円
2	1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2) 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6) 1手のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を含み3以上の手指を失ったもの 7) 1手の5の手指又はおや指及びひとさし指を含み4の手指の用を廃したもの 8) 1足をスリフラン関節以上で失ったもの 9) 1上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10) 1下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11) 両足の足指の全部の用を廃したもの 12) 女子の外貌に著しい醜状を残すもの 13) 両側の睾丸を失ったもの	140万円
3	1) 1眼が失明し又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2) 脊柱に運動障害を残すもの 3) 1手のおや指を含み2の手指を失ったもの 4) 1手のおや指及びひとさし指又はおや指若しくはひとさし指を含み3以上の手指の用を失ったもの 5) 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8) 1上肢に仮関節を残すもの 9) 1下肢に仮関節を残すもの 10) 1足の足指の全部を失ったもの 11) 脾臓又は1側の腎臓を失ったもの	100万円

区分	後 遺 障 害	見 舞 金
4	1) 両眼の視力が0.6以下になったもの 2) 1眼の視力が0.06以下になったもの 3) 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6) 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 7) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9) 1耳の聴力を全く失ったもの 10) 神経系統の機能又は精神に障害を残し服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12) 1手のおや指を失ったもの、ひとさし指を含み2の手指を失ったもの又はおや指及びひとさし指以外の3の手指を失ったもの 13) 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したもの 14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 15) 1足の全部の用を廃したもの 16) 生殖器に著しい障害を残すもの	80万円
5	1) 事故から180日以内に入院を開始し連続して5日以上入院した時、5日目から180日の範囲内	1日、1,500円

(改訂、施行) 給付細則は 1987年11月 1日制定  
 1988年 1月 1日施行  
 1993年 6月16日改訂、施行  
 1994年 1月30日改訂、施行  
 1995年10月10日改訂、施行  
 1997年 9月15日改訂、施行  
 1998年 2月24日改訂、施行  
 2000年 1月 1日改訂、施行  
 2005年 1月22日改訂、施行  
 2009年 6月17日改訂、施行  
 2011年 2月 5日改訂、施行